

子育ての手当

うきは市では、次のような手当を支給しています。
詳しくは、福祉事務所子育て支援係TEL75-4961 へお問い合わせください。



児童手当

内容

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する。

受けられる人

日本国内に住所があり、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

受けられない人

- ①日本国内に住所がない

月額

- 3歳未満の児童
一律 15,000 円
- 3歳以上小学校修了前
 - 第1・2子 10,000 円
 - 第3子以降 15,000 円
- 中学生
一律 10,000 円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、「特例給付」として、児童の年齢に関わらず月額一律 5,000 円を支給。

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいう。

児童扶養手当

内容

父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について母（父）子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進するため手当を支給する。

受けられる人

次のいずれかに該当する児童を監護している母（父）または母（父）に代わってその児童を養育している人。

- ①離婚 ②死亡 ③障害 ④生死不明
- ⑤遺棄 ⑥DV 保護命令 ⑦拘禁
- ⑧未婚 ⑨公的年金（手当額よりも低額の公的年金給付を受給する場合）

受けられない人

- ①事実婚
- ②母（父）、養育者、児童が日本国内に住所がない
- ③児童が児童福祉施設等に入所している
- ④平成15年4月1日時点において、支給要件に該当してから、5年経過している
- ⑤定められた額以上の所得がある

月額

- 児童1人
 - 全部支給 42,290 円
 - 一部支給 9,980 円～42,280 円
 - 第2子 5,000 円～9,990 円加算
 - 第3子以降 3,000 円～5,990 円加算
- ※第2子、第3子以降の加算額は、所得に応じて決定。
(H29.4月～)

特別児童扶養手当

内容

精神または身体が障害の状態にある児童について、手当を支給する。

受けられる人

精神または身体に法令で定める程度以上の障害を有する児童を監護している父か母、または父母に代わって、その児童を養育している人。

受けられない人

- ①父か母、養育者、対象児童が日本国内に住所がない
- ②対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できる
- ③対象児童が児童福祉施設等に入所している
- ④定められた額以上の所得がある

月額

- 重度障害児（1級）
1人につき 51,450 円
- 中度障害児（2級）
1人につき 34,270 円
(H29.4月～)

